

議案第76号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「相当するもの並びに」を「相当するもの並びに高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び」に改め、同条第3項中「及び別表第3」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

教育委員会所管の学校の教員等に係る期末手当及び勤勉手当の額の特例を廃止するとともに、教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当の額に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 (抄)

(一般職員の期末手当)

第2条 省 略

2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の市規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の市規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第3号に掲げる職員にあつては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに**高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員**でその職務の級が3級以上であるもの、**幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員**でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。）にあつては、100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の137.5（特定管理職員にあつては、100分の117.5）を乗じて得た額

(2)-(3) 省 略

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料（職員の給与に関する条例第5条の3第1項の規定による給料の調整額を除く。以下この項及び次項並びに次条第4項において同じ。）（当該基準日に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、育児短時間勤務等をしなかったとしたならば当該基準日現在において当該職員が受けるべきであった給料、同法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員にあつては、職員の給与に関する条例別

表第1及び別表第3から別表第6までの規定による給料。次項及び次条第4項において同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 - 5 省 略

(教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当)

第4条 第2条第1項及び前条第1項に定める職員のうち、職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受けるものの期末手当及び勤勉手当の額は、前2条の規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、教育委員会規則で定める。